

政 務 調 査 報 告 書

栗山町議会議長 橋場 利勝 様

栗山町議会議員

八木橋 義則

このたび、政務調査のため出張しましたので次のとおり報告します。

日 時	平成 22 年 10 月 20 日 9:30 ~ 17:00
視 察 先	島 根 県 海 士 町
視察項目	海士町の取り組みとその課題・教育、人づくりについて ・第4次海士町総合進行計画を立案した地元住民との意見交換
対 応 者	町長 山内道雄、教育長 佃 稔、財政課長 吉元 操、 地産地商課長 上田 賢二、課長代理 本多 正信
報告事項	海士町は2007年度の「地域づくり総務大臣表彰」で大賞に選ばれた町であります。島根県内の首長では最も安い月給34万円に改革を主導する山内町長と懇談する機会を得たことに感激している。 「町は放っておくと企業倒産に相当する財政再建団体に陥る恐れがあった。そこで私が給料を50%減らしたと言った。課長たちも30%の削減を申し出てくれた。さらに、地元の老人たちもバス運賃半額の優遇措置中止を言い出し、デトボール協会は8万円の補助金を返上してきた。職員は「苦勞を掛けない」という氣遣い。正直言って感極まっています」との話に感動する。又、「給与カットなんて自慢にはならない。いい手法だと思わない。しかし、この町長の胆略と、自分たちの町は自分たちで守るしかないという思い、共有する一体感が生まれたこと、この島には危機感はあるが悲壮感はありません。誰も気づかなくて停滞していた町が一気に動き出したということですね。」と。 「何が手を打たなければ無人島になるか。これが町がやっていくことは、公共事業から脱却、島産業を起し、島の商品を売り、島民を増やすこと。人づくり・モノづくり・健康づくり。」も本柱として掲げ、同時に町の活性化には、若者、若者がそこ必要だと考えたのです。」とのことですが、まったく同感だと思いました。 ＜ 揺るぎない島の幸福論 ＞ 過疎化・高齢化・景観後退で地方の疲弊が進み、この自治体の経費や人件費削減に躍起です。但、海士町の違うところは、地域に「未来の希望」を与えたこと。若者こそ活性化の原動力。が持論のカリスマ町長の指揮のもと、11億円を出した「未来への投資」に振向ける。移住者に月15万円を支給する研修制度を創設。低家賃の定住促進住宅を整備する。休日、同い世代にも対応。情報のネット配信に乗り出した。 数多くの職員は給与カットをむしろ奮発材料にしていた。人間は給料が5%減った位では考え方が変わらない。でも、30%カットになれば「何か生み出さなければ」と逆に活力がわくんです。職員の士気の高さに驚く。 教育人づくりについて 現状と課題 これは学校教育では「ふるさと教育」「心の教育」「特色ある学校教育」について推進してきましたが、今後は、これまでの成果を検証し、継続的により充実した学校教育を進めていくことが必要となります。

日 時	平成 22 年 10 月 20 日 9:30 ~ 17:00
視 察 先	島 根 県 海 士 町
視察項目	
対 応 者	
報告事項	「ふるさと教育」においては、小中学校での交流活動などを展開してきましたが、今後は保育園から小中、高等学校といった段階的な連携のもとでの教育活動を進めることが必要です。生活習慣や社会性を育む上では、学校教育における家庭や地域が一体となった体制づくりも必要となります。また「心の教育」においては、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育を進めることが必要となり、インターネット等の情報化社会における人権意識の理解についても課題となります。「特色ある学校教育」においては、海士町特有の自然環境を活かした環境教育等を行うことで環境への理解に加え、ふるさと意識を育む必要ががあります。 第四次海士町総合振興計画のもと海士町のまちづくりが始まり、近年、いよいよ地方分権が実行の段階を迎えており、それぞれの地域が個性と創造性にあふれた将来の展望を明確に示すことが必要となっています。海士町ならではのまちづくりを追求するため「島の幸福論」をテーマに掲げましたが、これは住民の「自分たちの島は自ら築く」という挑戦の意志と、一人ひとりが足元から小さな幸福を積み上げ「海士町らしい笑顔の追求」をしようという^想い^が込められています。これまでの計画を継承しつつ新たな時代の流れや海士町が抱える課題に対応した持続可能な島の実現を目指すことに加え、住民一人ひとりの「幸」が大きなテーマとなっています。海士町に住むことで、いかに幸せを感じられるか～物質的豊かさや、先の見えない不安が背中合わせの現代だからこそ、これからのまちづくりには「住民の幸せの追求」が重要だと考えています。そのまちづくりの第一歩として、2008年公募による住民と役場の若手職員を合わせた約50名で構成された「海士町の未来をつくる会」が結成されました。 幾多回の話し合いを重ね、総合振興計画の素案を作成。住民の声を反映した第四次海士町総合振興計画は完成されたのでした。さらに今回は住民が計画づくりに参画するだけでなく、その後のまちづくりも参画する仕組みを盛り込んでいます。これは海士町初の試みだそうです。 特に感じたことは中学生の住民が参画していることに大変感心を得たこと、又、我が栗山町の進めている総合計画策定委員会議会案の進め方にかんがみ、かなりの違いが鮮明になりました。住民一人ひとりがまちづくりに参加することが「まちづくりの主人公は住民であることが良く分りました。

日 時	平成 22 年 10 月 22 日 10:00 ~ 11:30
視 察 先	ヒ エ ズ ソ ン 鳥 取 県 日 吉 津 村
視察項目	① 村民参加、情報公開を促進するための考え方、手法について ○ コミュニティ計画 ○ 自治基本条例 ○ 第6次総合計画
対 応 者	副議長、山路 有、地域振興課長 高田直人、主査 福井真一 主事 鬼束雄輔、議事総長 加藤文康
報告事項	成熟した社会をよりよくするためには住民と行政が信頼と理解の関係にならねばなりません。と取り組むことが必要であり、そのためには、行政に関する住民の知る権利の保証と行政の説明責任の観点を踏まえ、公正かつ民主的で開かれた行政を推進するよう、公文書を開示するシステムが必要です。 日吉津村では、平成13年より「情報公開条例」と制定し、新しい時代の重要な施策として取り組んできました。あわせて、住民のプライバシー保護の観点から「個人情報保護法条例」平成13年10月に制定される。しかし、多様化し複雑化する行政課題の克服や、村民と行政の参画と協働によるまちづくりを進めるためには、あらためて広報活動の充実が重要であり、村民の皆さんに、正確で大切な行政情報を分かりやすく提供できるよう努めなければならぬとのこと。 また、村民の皆さんの疑問や課題を的確に把握し、効率的な施策を企画立案するために、公聴活動の取り組みが重要であり、これまでも村民の皆さんからのアンケート調査や行政懇談会等の開催などに努めて、今後一層の工夫のもと広報・公聴活動を推進していくこと。 ＜コミュニティ計画について＞ 参画と協働のまちづくりを進めるために、まず一人でも多くの村民が地域コミュニティに関心を持ち、自らの問題として見直す取り組みとして、平成16年より、村内17の自治会毎に「コミュニティ計画づくり」を提案しています。（現在、各地で取り組み中である） 1. 地域住民が、自ら考え、自ら創る「地域づくり計画」です。 2. 地域住民にとってのルールブックであり、地域参加の手引きです。 3. 村民誰もが、日吉津村のまちづくりに参画いただくための第1歩です。 コミュニティ計画づくり 中央集権から地方分権へ、行政主導から住民主権へ、そして行政と住民の協働によるまちづくりが求められています。だれもが自覚しなければなりません。

日 時	平成 22 年 10 月 22 日 10:00 ~ 11:30
視 察 先	鳥 取 県 ^{ヒ エ ス ソ} 日 吉 津 村
視察項目	
対 応 者	
報告事項	＜ 村民が主役の村づくり ～日吉津村自治基本条例＞ 先人が作り創り育った自然や歴史文化に感謝し、株を担う子どもたちが誇りと夢をもつて、心豊かに育つるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。 そのためには、「村民が村づくりの主役である」とことを深く認識するとともに「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、村として地域・団体等がそれぞれの役割も責務も認識し、参画と協働による村づくりを進めていきます。 私たちは、日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定め、村民みんなの共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます。と一部を抜粋する。 ＜ 自治基本条例によって何が変わるのか。＞ この条例ができたからといって、すぐに村民の暮らしなどが急に変わることはない。しかし、村の総合計画や条例づくり、審議会等村政の様々な場面で村民の皆さんが村政に参加するための仕組みが整えられたり、そのために必要な村政の情報提供などが行政に義務付けられることとなります。 また、この条例を日吉津村における自治体運営の基本となる「最高規範」として位置づけていることから、他の条例規則などは常にこの条例と整合性を図ることとなります。 さらには、この条例の制定を契機に村民参画が広がり、村民の皆さんの意見がより一層村政に活かされ、自主・自立による住民自治の推進につながります。 ※ 栗山町自治基本条例策定に対して大変に参考になりました。